

第1章 事業体選択と社会保険料

——増大する社会保険料への事業主の対応と帰結——

田 近 栄 治

I. 事業体選択を通じた税・社会保険料負担回避

少子高齢化を反映して社会保険料が増加している。厚生労働省の「国民生活基礎調査」を使った、勤労世帯の税（所得税と個人住民税）と社会保険料負担の推計を通じて、10からなる所得階層のうち、下から9階層まで所得に占める税負担より社会保険料負担の方が大きいことが明らかとなってきた（田近・八塩 [2018]）。制度的にみても現在、国民年金は月額16,490円、厚生年金の保険料率は18.3%である。また、組合間で料率の格差はあるが、協会けんぽや健康保険組合の介護保険分を含めた医療保険料率は、10%を超える水準である。

そうした社会保険料の実際を考えるとほとんどの勤労世帯にとって、税負担より社会保険料負担が大きいことは納得がいく。さらに、社会保険料は多くの場合所得に対して定率であるので、その負担は低所得者に重くかかる。こうした負担の公平を図るうえで、税だけでは不十分で、税と社会保険料を一体的にとらえた負担調整を図る必要がある。

問題は事業主にとっても同じである。個人分に加えて事業主負担が生じるので負担は、さらに重くなる。こうした事態のなかで事業主が負担軽減を図ることは当然であり、そのための重要な方策の一つが事業体の選択である。具体的には、事業主は個人事業に代わって会社を設立して、その役員となることによって、会社からの自分への報酬である給与所得を下げる。これによって社会

保険料負担軽減を図ることができる。

問題はその程度である。そのもっとも先端を行くと思われるのは、イギリスである。イギリスでは個人事業主だけではなく、被用者や契約職員などとして働いていたかもしれない幅広い個人が、自らを雇う会社（PSC, Personal Service Company）を設立して、所得税と社会保険料負担の軽減が図られている。この問題は偽装雇用（disguised employment）と呼ばれ、その対策、すなわち課税強化が日本の国税庁にあたる、歳入関税庁（HMRC, Her Majesty's Revenue and Customs）で現在進められている。

日本の場合はどうであろうか。これまで日本版事業体選択である、「法人成り」によって、個人事業主が税負担軽減を図ってきたことは、知られている。そこでの主たるポイントは、法人成りによって可能となる、事業主報酬の法人における損金算入と所得税における給与所得控除の二重控除であった。それと所得が上がるにしたがって、法人税率が所得税の限界税率より小さくなることが合わさって、個人事業と比べて、法人成りを有利にするというものである。

しかし、それに対してここで主張したいことは、現代版の法人成りは「経費の二重控除」を目的としたものではないということである。上にみたような大きな社会保険料負担のなかで、わが国においても法人成りのより重要なねらいは、社会保険料負担の軽減ではないのかということである。この場合には、事業主は報酬を大きくして経費の二重控除を図るのではなく、イギリスのケースと同じように、報酬をできるだけ小さくして、社会保険料負担の軽減を図ることが最適な戦略となるはずである。以下では、このことをわが国の現代版法人成りを具体的なケースを通じて示す。

本章の構成は次の通りである。次節では、イギリスのケースを取り上げ、上に述べた「個人サービス会社（PSC）」によって税と社会保険料負担がどのように軽減されるかを示す。また、こうした税・社会保険料回避に対して歳入関税庁がどのような取り組みを図っているかをみる。第Ⅲ節は、日本の現代版法人成りの説明である。最後にこうした事業主の対応に対して必要となる政策について述べる。

Ⅱ. イギリスのケース：「個人サービス会社（PSC）」を通じた負担回避

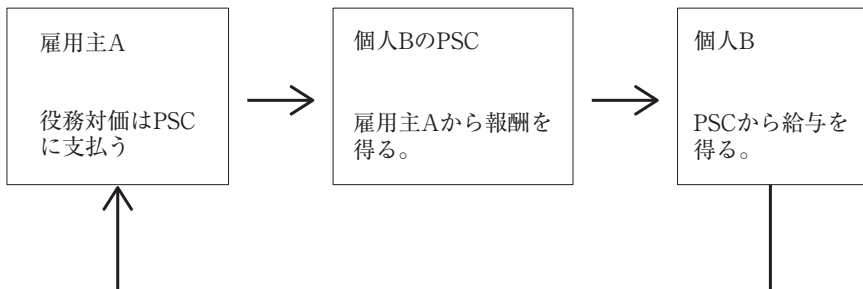
1. 偽装雇用による税・社会保険料負担回避の仕組み

ここではイギリス版法人成りに相当する、会社設立による税・社会保険料負担回避の仕組みについて述べる。この仕組みでは上に述べたように、個人事業主だけではなく、被用者や契約労働者など幅広い個人が「個人サービス会社」（以下、PSC）を設立して、所得税と社会保険料を回避することから、偽装雇用と呼ばれている。以下ではまた、イギリスの社会保険料を NIC（National Insurance Contribution）と呼ぶことにする。

イギリスにおいても NIC は、雇用主と被用者・請負契約者の両方から徴収されている。図表1は、偽装雇用によって雇用主 A と雇用主に役務を提供する個人 B の NIC の負担がどのように回避されるかを示したものである。その手順は下記の通りである。

・個人 B は、役務提供にあたり仲介企業（intermediary）を設定する。もっ

図表1 偽装雇用の仕組み



ともシンプルには、個人 B は自分が役員となっている一人法人である PSC を作る。

- ・雇用主は、個人 B の PSC と役務提供契約を結び、PSC に役務対価を支払う。
- ・個人 B は、PSC の契約に基づき、雇用主 A に役務を提供する。

ここで、個人 B は雇用主 A に役務提供を行っているが、図表では PSC が役務提供の契約をして、個人 B は PSC から雇用主 A に派遣される。同じ労働を行っていても個人 B は、雇用主 A の被用者ではなく、PSC の被用者となって役務対価を得る。このように個人 B が、雇用主 A の仕事をしているにも関わらず、PSC の被用者となって働いていることから、「偽装雇用」と呼ばれている。

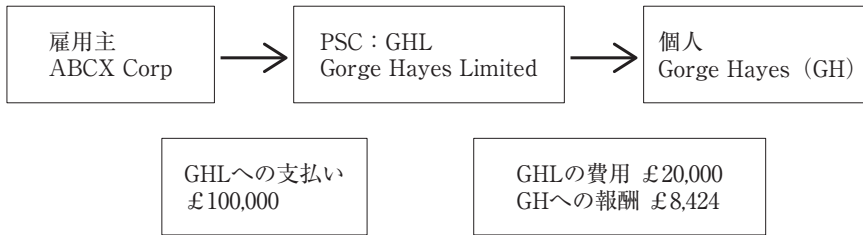
この仕組みによって、雇用主 A は NIC の負担を免れることができる。それは、役務提供契約に対する PSC への支払いは、被用者への対価（労働報酬）ではないからである。個人 B は PSC から給与を得ることになるが、その額を個人の NIC 負担が免除される範囲に設定することで、イギリスでは NIC のみならず、個人所得税も免れることができる。このようにして PSC というイギリス版法人成りによって、雇用主 A と個人 B は、ともに NIC の負担を回避することができる。

2. PSC による負担回避のケーススタディ

イギリスのケースを含めて中小企業課税のあり方と実態については、Mirrlees Review [2011, 第13章] や Institute of Fiscal Studies [2017] で詳しく論じられている。ここではそこの議論を念頭に置きつつ、Financial Times 誌に掲載された Lewis [2018] の事例を参考にして検討を進める。

図表 2 は図表 1 で示された PSC による負担軽減の仕組みを具体化したものである。ソフトウェア技術者である Gorge Haynes (GH) は、ABCX Corp の仕事を請け負うことになった。この時、GH は PSC, Gorge Hayes Limited (GHL) を設立する。GH はこの法人の役員であり、また唯一の構成員である。

図表2 PSCを通じた取引事例



〔出所〕 筆者作成

請負金額は10万ポンドであり、GHL のかかる事業費用は2万ポンド、そしてGHL はGH に役員報酬として8,424ポンドを支払う。この仕組みによって、GH はABCX Corp から仕事を請負うのではなく、仕事はPSCであるGHL が受注し、GH はGHL から役員報酬を受取ることになる。

GH がそのPSCであるGHL を設立することによって、まずABCX Corp のNIC負担はなくなる。それは、ABCX Corp はソフトウェア開発にともなう費用をGH の役務対価としてではなく、GHL からのサービス購入費（物件費）として支払うからである。次に問題となるのは、GH がGHL から受取る報酬をどう設定するかである。イギリスのNICでは、年収6,032ポンド以下であれば社会保険適用除外となり、それを超えても年収8,424ポンド以下であれば、社会保険は適用される一方、労使ともNICの負担はない。さらに所得税の課税最低限は12,500ポンドであるので、GHL はGH の報酬を8,424ポンドに設定することによって、GH の将来の年金を確保できると同時に、GH の税と社会保険料の負担を完全に回避することができる。一方、GHL は10万ポンドの売上から、2万ポンドの費用とGH への報酬8,424ポンドを引いた課税前利益に19%の法人税を支払う。

こうした負担回避の結果生じる、税、社会保険料額およびGH の手取額は以下の図表3のようになる。図表は、GH がPSCを設立しないでABCX Corp の請負労働者として働く場合とPSCであるGHL を設立する場合を示している。GHL を設立する場合のプラン1は、法人税支払い後の所得を全額内部留保する場合、プラン2は、法人税支払い後の所得は全額配当する場合である。

図表3 GHの税・社会保険料負担額と手取額（ポンド）

		GH 請負労働		GHL 設立 プラン 1 全額内部留保	GHL 設立 プラン 2 全額配当
個人負担	所得税（給与）	27,000	個人負担	0	0
	所得税（配当）	0		0	8,953
	NIC	7,000		0	0
			GHL 法人税	13,599	13,599
ABCX Corp	NIC	12,650	NIC	0	0
歳入関税庁			歳入関税庁		
	税金	27,000		13,599	22,552
	NIC	19,650		0	0
	合計	46,650		13,599	22,553
GHの手取額		46,000		66,400	57,446

〔注〕 GHL 設立プラン 1 法人税支払い後の所得は全額内部留保

GHL 設立プラン 2 法人税支払い後の所得は全額配当

〔出所〕 イギリスの所得税、法人税と NIC に基づいて筆者推計。

この図表からまず明らかなことは、GH が ABCX Corp の請負労働をする場合と GHL を設立する場合を比べると、請負労働の場合の税・社会保険料負担がはるかに大きく、GH の手取額がずっと小さくなることである。図表の下段をみると、請負労働の場合の手取額は46,000ポンドであり、GHL を設立する場合のプラン 1 とプラン 2 の手取額はそれぞれ66,400ポンドと57,446ポンドである。

負担の中身をみると、GHL の設立によって負担する税金が、所得税から法人税に代わることによって全額所得税の場合の27,000ポンドから13,599ポンドへと下がることがわかる。これは所得税と法人税の税率格差による古典的な法人成りの効果である。それだけではない。GH は GHL から受取る自らの報酬

を8,424ポンド、日本円にしてほぼ120万円程度に下げることによって、所得税とNICの負担を回避することができる。さらに、イギリスの制度では一定程度の年金受給権も確保することができる。

このように、GHはGHLを発足させることで、請負時にかかっていた所得税27,000ポンドとNIC7,000ポンドの合計34,000ポンドの負担額を法人税の13,599ポンドに変えることが可能となった。このいわば錬金術によって、負担は半分以下となった。一方、請負時に19,650ポンドあったABCX CorpのNICは、GHLが設立されることでゼロとなる。PSCを通じる偽装雇用によって、イギリスの社会保険料徴収額が非常に困難になっていることがうかがえる。

さらにイギリスの場合、配当収入に対して控除枠がある。その結果、GHはGHL設立後、法人税支払い後の所得を全額配当しても、配当への所得税は8,953ポンドである（図表3、GHL設立、ケース2）。法人税額との合計額は、22,552ポンドであり、請負時の所得税とNICの合計である34,000ポンドよりはるかに小さい。したがって、GHはGHL設立によって報酬を最小限に抑えつつ、GHLの税引後利益を配当所得で受取ることで、より大きな額を手にすることができる。

3. 偽装雇用に対する歳入関税庁の取組み

こうした仕組みがあまりにも横行し、イギリス歳入関税庁は、PSCを使った報酬支払に対する取締に乗り出した。取締法案は2000年4月から施行されることになった。この法案は、当時の内国歳入庁（Inland Revenue）を冠してIR35と呼ばれている。この法律の適用にあたり“Friday to Monday phenomenon”という言葉が使われた。それは金曜日に仕事を離れた契約労働者（contractor）が、月曜日に仕事場に戻ってくることを揶揄したものであるが、IR35はこうした実態的には被用者であるにもかかわらず、雇用を偽装することによって、雇用主と労働者本人がNICの支払いを逃れている状態を正すことを目的としている。具体的には、偽装雇用と認定された場合は、PSCに雇用主のNIC負担を求め、個人にも報酬相当分に対するNICを求めるもの

である。

しかし、IR35は偽装雇用による NIC 不払いを是正するには程遠かった。それは、雇用主に代わって PSC に NIC の負担を求めるため、雇用が偽装であるか否かの判定が困難だったためと思われる。そこで、イギリス歳入関税庁は、取締を強化して、2017年4月からは、公企業（公共放送の BBC や医療の NHS など）に対しては、PSC を介した役務提供であっても、偽装雇用の場合には、雇用主である公企業に直接 NIC の負担を求めることにした。さらに、偽装雇用による NIC 不払いの取締を強化することを目的として、歳入関税庁は2020年4月から、民間企業にも公企業と同じく、偽装雇用の場合には、本来の雇用主である会社本体に NIC の支払いを求めることを提案し、現在法案の準備が進められている（HM Revenue and Custom [2019]）。

Ⅲ．日本のケース：「法人成り」の新しい展開

1．法人成りのオールドビューとニュービュー

以上、イギリス流法人成りである、PSC 設立による税・社会保険料負担の軽減についてみてきた。ここでは、日本の場合を考える。本章のはじめに述べたように、日本でもこれまで法人成りについて多くの議論がなされてきたが、そこで対象となったのは税負担であり、事業主にかかる社会保険料は考慮されてこなかった。そして、税負担の面からみた法人成りの問題は「経費の二重控除」が問題とされた。この点は、法人成りを論じた税制調査会の以下の指摘からも明らかである。

「いわゆる「法人成り」について

個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではない。個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する「法人成り」の問題は、その歪みを是正する必要がある。「法人成り」の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要がある。」（財務省 [2014]）

このように「経費の二重控除」が法人成りに深く関わっていることが指摘されている。また、法人成りを誘発しているより根本的原因である、個人所得税と法人税の税率格差については以下のように論じ、内部留保金課税の検討を求めている。

「また、個人所得課税の税率と法人税率の差が拡大した場合、配当を恣意的に抑制して利益を法人内に留保し、個人所得課税を繰り延べる誘因が大きくなる。特定同族会社¹⁾の内部留保に対する留保金課税は、中小法人については適用除外とされているが、内部留保への過度の誘因を避ける観点から、法人税率引下げにあわせて適用を検討する必要がある」（財務省 [2014]）

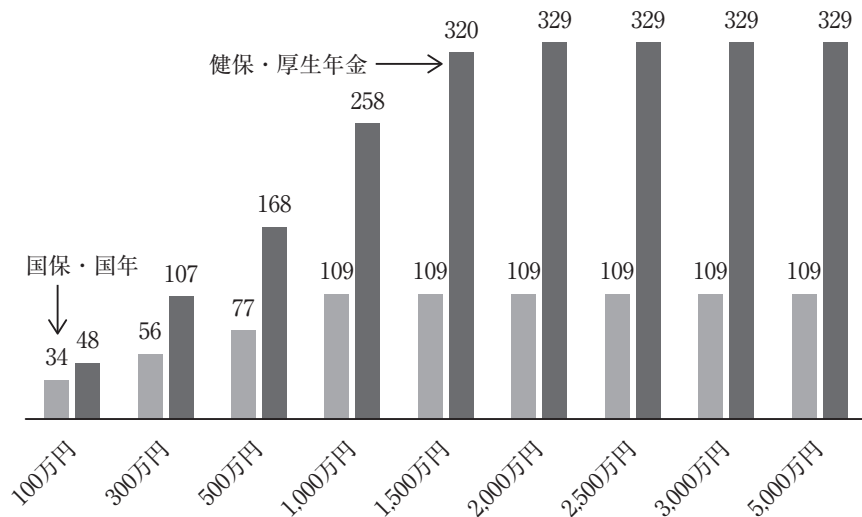
中小企業の内部留保については、法人税減税によって個人所得課税と法人税の税率格差が拡大した場合、内部留保を積み増す誘因が増大するとの指摘は重要である。しかし、それへの対応として、たんに内部留保金課税の復活・強化ではなく、内部留保金の社外活用の増進などを図る必要があると思われる。

このように、法人成りに関して日本ではこれまで、二重の経費控除、所得税と法人税の負担格差、内部留保金課税を核とした議論がなされてきた。しかし、これは日本の法人成りに関する古い見方で、現在では、増大する社会保険料負担を前にして、日本の法人成りもイギリスと同じように、社会保険負担の回避のためになされているのではないだろうか。以下では、二重の経費控除に端を発する日本の法人成りの古い見方を「オールドビュー」、社会保険料までを考えたイギリス流の法人成りを「ニュービュー」と呼び、ニュービューにもとづく税・社会保険料負担回避が現実となっていることを示す。

2. 最適戦略は報酬最小化

社会保険料負担の現実から始める。個人事業主が社会保険料を個人で負担した場合と、法人を設立してその役員として負担する場合を比較する。推計にあたっておいた前提は田近・横田 [2018] によることとして、ここでは結果のみを示す。図表4は個人事業主と法人役員が同額の事業所得を得た時の社会保険

図表4 2018年度の事業所得に対する医療と年金保険料（国保・国年と健保・厚生年金）（万円）



（注）図表中、国年は国民年金、国保は国民健康保険、健保は健康保険組合である。

〔出所〕 田近・横田 [2018], 図2による。

料負担（2017年9月）を示したものである。ここで法人役員は一人であるとしている。個人事業主は、国民健康保険と国民年金（国保・国年）の保険料を負担し、法人役員は健康保険（協会けんぽ）と厚生年金（健保・厚生年金）の保険料を負担するとした。

この図表から直ちにわかるように、国保・国年の保険料と比べて健保・厚生年金の保険料ははるかに大きい。それは国保保険料には89万円の上限が設定され（東京都23区の場合）、また国年保険料は定額（197,880円／年）であるのに対して、協会けんぽの医療保険では標準報酬月額139万円まで、厚生年金も標準報酬月額62万円までの給与に保険料が課されるからである。その結果、500万円の事業所得では、国保・国年の保険料が77万円であるのに対して、法人成り後の健保・厚生年金の保険料は168万円にもなる²⁾。事業所得2,000万円では、国保・国年の保険料109万円に対して、健保・厚生年金の保険料は329万円にもなる。

社会保険料にこれだけ大きな格差があるなかで、個人事業主が法人成りを選

択し、法人成りのオールドビューにしたがって、「経費の二重控除」を可能とするために事業所得を給与で受け取るとする。そうすると上に示したように、事業所得500万円の場合には社会保険料負担は91万円増加する。事業所得2,000万円では210万円の増加となる。法人成りしたあとの社会保険料がこれだけ増加しても、個人事業主は法人成りを選択するであろうか。

答えは否であろう。給与にかかる高額の社会保険料を前にして、個人事業主にとっては、給与はむしろ減らして、それによって社会保険料負担を軽減し、より多くの所得を資本所得（法人所得）とするのがより合理的だと思われる。法人税を払うとしても、その税率が累進的な個人所得税率より低いならば、個人事業主にとって依然、法人化は魅力的な選択である。

ここで注目すべきことは、法人成りのオールドビューとは違って、給与所得控除を利用して給与をしっかりとって税負担を軽減するのではなく、給与は下げて社会保険料負担を小さくしつつ、法人化するのが個人事業主の選択となることである。これが法人成りのニュービューである。税だけではなく社会保険料までを個人事業主の負担としたうえで、法人成り後、給与水準の設定によって負担がどのように変化するかみていくことにする。

そこで以下では、法人成りを考えている個人事業主を考える。この事業主は法人成りに当たって二つの戦略のうちから、一つを選択することとする。第1の戦略は、オールドビューに従って、法人化後の役員給与をできるだけ多くして、「経費の二重の控除」を最大限活用することである。第2の戦略は、ニュービューに従って、社会保険料の負担まで考え、役員給与はできるだけ小さくすることである。この二つの戦略を（A）と（B）と呼ぶことにする。すなわち、

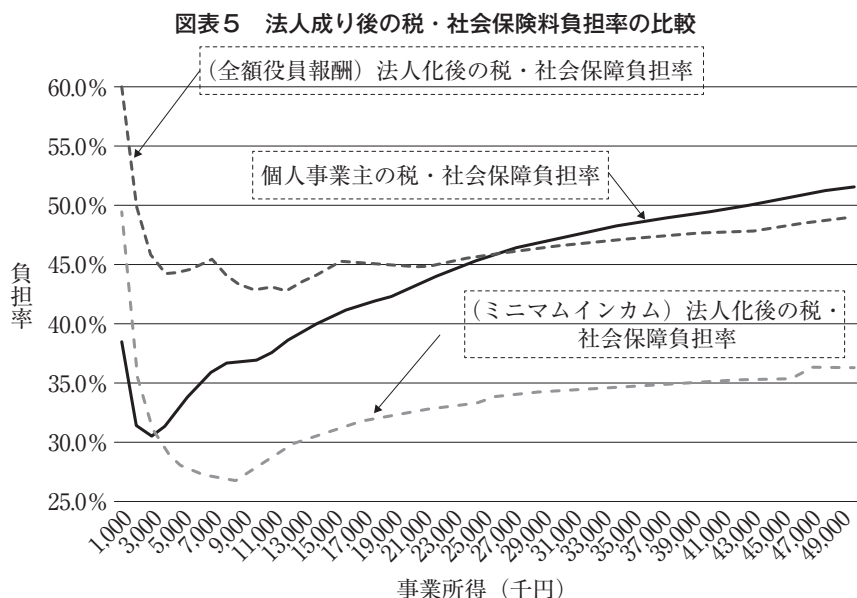
戦略（A） 全額役員報酬：法人化後、事業所得全額を役員給与とする。

戦略（B） ミニマムインカム：役員給与を最低限（ミニマムインカム）に設定する。

戦略（A）と（B）ともに役員は一人とする。イギリスの場合と違って日本

では法人成りした事業主は社会保険料負担を回避することができないので、戦略（B）を選択する場合のミニмумインカムとは、個人所得税も住民税もかからない所得となる。個人住民税の課税最低限が個人所得税より低いので、ここでは最低所得を個人住民税の課税最低限、すなわち115万円に設定した³⁾。この額はイギリスの場合、8,424ポンド、日本円にしてほぼ120万円程度であった。その他、法人化前の個人事業の税と社会保険料負担、および法人化後の個人の税と社会保険料負担、法人の税負担の推計に当たっておいた前提は、田近・横田〔2018〕の通りである。

個人事業主として税・社会保険料を負担する場合を起点として、法人成り後、戦略（A）と戦略（B）を選択した場合の税・社会保険料負担率は図表5に示した。図表では、戦略（A）は全額役員報酬、戦略（B）はミニмумインカムと記している。この図表から明らかとなるのは、以下の通りである。

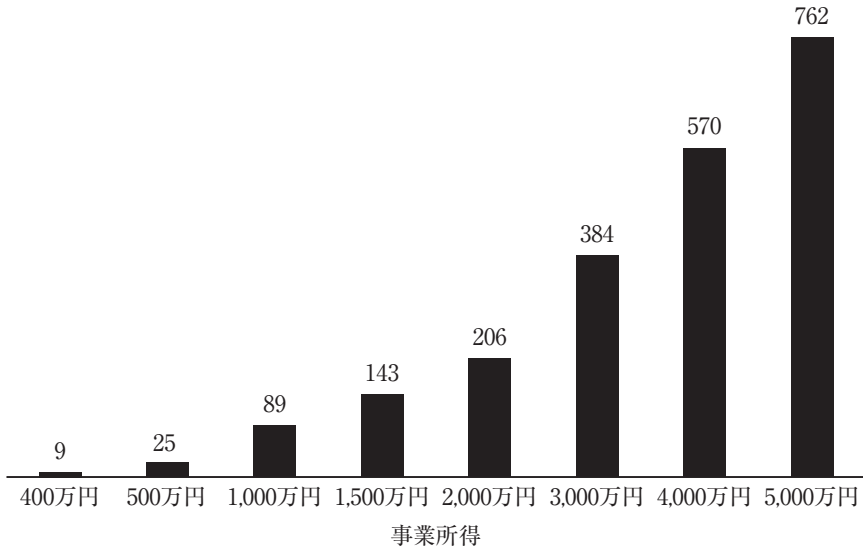


〔出所〕 田近・横田〔2018〕、図5による。

- ・「二重の経費控除」に基づくオールレビューに従えば、全額役員報酬によって税負担は小さくなるはずであった。しかし、事業所得が約2,600万円となるまでは、税・社会保険料負担は、個人事業を選択したほうが法人成りを選択するより小さい。これは、法人成り後に役員にかかる社会保険料の方が、個人事業主にかかる社会保険料より大きいため、個人所得税の限界税率が法人税率よりも相当程度大きくなる事業所得（ここでは2,600万円程度）までは法人成りしないほうが有利となるからである。したがって、オールレビューは現実的には、通用しないとみるべきである。
- ・ニューレビューに従って戦略（B）、すなわちミニマムインカムが選択された場合、事業所得が300万円を超えるあたりから、法人成りした場合の税・社会保険料負担額が個人事業主負担より小さくなり、その後負担はさらに小さくなる。こうした結果となるのは、法人成り後の役員報酬が低い水準に設定されたため、事業所得の多くは法人に配分されることになり、そこに比例的にかかる法人税負担が、個人事業主を選択した時に累進的にかかる所得税負担よりも小さくなることによっている。それに役員報酬をミニマムとしたことから生じる社会保険料負担の軽減効果が重なり、300万円を超えた事業所得からでも法人成りが有利となる。税負担だけではなく、社会保険料負担まで考えると、個人事業主の最適戦略は、戦略（B）、すなわち法人化後の役員報酬をミニマムインカムとすることである。

個人事業主が、法人成りして役員報酬をミニマムインカムにすることによって得られる利得、すなわち税・社会保険料の軽減額は図表6に示されている。法人成りが選択される400万円を超える事業のうち、1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円および5,000万円の各事業所得で、89万円、206万円、384万円、570万円および762万円の利得がある。これは、事業所得の9%から15%程度に相当し、利得の事業所得に対する割合は、事業所得が大きくなるのにしたがって増大する。以上から明らかなように、日本においても増大した社会保険料負担の下、個人事業主はイギリスと同様に法人成りして、報酬を最

図表6 役員報酬をミニмумインカムとして場合の税・社会保険料の軽減額（万円）



（注） 戦略（B）の下では事業所得が300万円を超えたところで法人成りが選択される。図表は、法人成り選択後の事業所得別にみた、税と社会保険料の軽減額を示している。

〔出所〕 田近・横田 [2018], 図6による。

小限に設定するのが最適となる。「二重の経費控除」を目的とした法人成りの時代は終わったのである。

IV. 必要となる政策

増大する社会保険料への個人事業主の対応について検討した。税・社会保険料負担回避の程度に大きな差はあるが、イギリスでも日本でも、負担回避の仕組みは同じである。第Ⅱ節で説明したイギリスの場合では、個人事業主として登場したのは、被用者として働いていたかもしれない Gorge Haynes (GH) であった。GH は自分自身を雇う PSC である Gorge Haynes Limited (GHL) を設立して、GHL が雇用主である ABCX Corp から仕事を請負う。GH は、GHL から報酬を受けるが、その額は、所得税も NIC もかからない最低水準と

する。このスキームによって、ABCX Corp も GH も NIC の負担を完全に回避することができた。

日本では一人で事業を営む個人事業主をイメージして検討を行った。この場合も個人事業主が法人を設立して、自らの報酬を所得税・個人住民税のかからないミニマムインカムにすることで、税・社会保険料負担を大幅に回避ができた。このように、イギリスの場合も日本の場合も、増大する社会保険料への対策として個人事業主は、事業体として法人を選択し、社会保険料の課される報酬（給与所得）を最小限とすることで負担を回避することができる。

以下では、本章のむすびとして、こうした負担回避に対して必要な政策について考える。取り上げる論点は二つである。第1は負担回避を阻止するための対策であり、第2は設立される法人の利益留保金の扱いである。イギリスではPSCを使った負担回避への対抗措置として、上に述べたようにIR35が伝家の宝刀となっている。

GH のケースが続けば、この法律はGHの請負労働を本来は雇用労働だったはずだとして否認して（偽装雇用）、ABCX Corpからの請負額を給与とみなして所得税とNICを課す。まずは、PSCであるGHLに負担を求めるが、それが困難な場合は、雇用主であったかもしれないABCX Corpに負担を求める。課税強化は雇用主が公企業の場合から始まっているが、2020年4月には民間企業にも及ぶことになっている。そうしたなかで、人気テレビ番組の司会者がIR35の適用を免れたとか、製薬会社のGlaxoSmithKlineでは1,500人の請負労働者が偽装雇用であると摘発されたとか、日々のニュースに事欠かない状態となっている（Financial Times [2019a, 2019b]）。

問題はこうしたイギリス流の社会保険料回避が日本でも横行するようになるかである。すでに労働市場をフルタイム労働者が占有する時代は終わっている。パートタイムの労働者や請負労働者の割合が増加している。拡大しているプラットフォームを介した仕事の多くは、請負労働となっているとみてよいであろう。そうしたなかで、フリーランサーを含む、雇用的自営として仕事をしている人たちが、日本版PSCを作って、税や社会保険料負担の回避を図る

ようになっていても不思議ではない。また、イギリスの場合から類推して、雇用主がそうした負担回避の手助けをするようになることも考えられる（Financial Times [2019c]）⁴⁾。一方、日本のケースとして検討した、個人事業主から出発して法人成りを選択し、役員報酬をミニマムインカムとする負担回避も定着しつつあるのではないか。

仮にそうした事態となった場合、日本版 IR35 を作って課税強化を図ったり、負担回避のために設定されたミニマムインカムの是正を求めることは可能だろうか。イギリスの現状から分かってきたことは、IR35 を適用するために偽装雇用であることを課税庁側が証明するハードルは高いということである。また、ミニマムに設定された役員報酬についても、適切な報酬とは何か定めるのは容易ではないだろう。こうした現状をみると、非常に高い社会保険料負担がある限り、編み出される負担回避のためのさまざまな方策をすべて抑え込むことは容易ではない。

ここで対策についてこれ以上紙幅を割くことは避けるが、将来的には、社会保障と税の一体化を進めて、社会保険料を社会保険税として所得税の一部とする改革が避けられないのではないか。これは多様化する働き方のなかで、負担の公平を図るためにも必要である（田近・相川 [2020]）。そして、この改革はけっして机上の空論ではなく、1990年に行われたオランダの所得税と保険料の一体化の事例があることも指摘しておきたい（島村 [2014]）。

事業体選択を通じる税・社会保険料負担の回避に関する第2の政策課題は、設立される法人の内部留保金の扱いである。イギリスの場合には、個人段階で相当の配当課税の控除枠が設定されているため、PSC の法人税支払い後利益を全額配当に回しても、負担軽減効果があることをみた。しかし、日本の中小企業税制では、内部留保金を配当という形で社外に流出させると、それを受け取る個人サイドでは、総合課税されることになっている。

仮に役員は一人であり、この役員が内部留保金を配当という形で受け取るとすると、役員は配当とその他所得とを合算した所得に対して所得税を支払うことになる。その場合、多くの場合、所得税の限界税率が法人税率より大きい

で、利益の社外流出に歯止めがかかって、内部留保が増大する。これに対して、たんに内部留保金課税の復活や強化を図るのではなく、中小企業の機動的な事業展開を推進するために、内部留保金の有効な活用の増進を図る必要もあると思われる（田近・八塩 [2016]）。

そのための一つの工夫は、配当課税を分離課税とし、法人税と配当課税を合わせた税率が、個人サイドの所得税の限界税率と等しくなるように配当税率を設定することである。これにより税の公平を保ちつつ、内部留保金を配当に誘導し、より有効な活用を実現できるかもしれない。いわゆる二元的所得税のもと、これに近い配当課税が行われているが、この点については、機会を改めて論じることとしたい（Sorensen [2003, 2007]）。

〔注〕

- 1) 特定同族会社は、株主等の1人及びその同族関係者等で、持株割合が50%を超える会社のことである。
- 2) 法人成りした後の役員の社会保険料はいわゆる会社負担分と本人分から構成されるが、ここでは個人事業主が法人役員となることを想定しているため、その二つの合計としている。
- 3) 個人住民税の課税最低限とは、住民税から控除される給与所得控除額（65万円）、住民税の基礎控除額（33万円）および社会保険料の合計が給与所得額と等しくなる給与水準のことである。2017年9月の東京都の社会保険料を使って計算すると住民税課税最低限は、ほぼ115万円となる。
- 4) BBCのニュース番組の担当者たちが、偽装雇用の疑いで歳入関税庁から税と社会保険料の追徴がなされた。これを不服として裁判が行われたが、原告は敗訴し、追徴が決定した。しかし、裁判の過程でBBCが原告たちにPSCの設立を強要したことが明らかにされている。

〔参考文献〕

- 財務省 [2014] 「税制調査会（法人課税 DG ⑤）」, 「法人成り問題を含めた中小法人課税」, 税制調査会, 2014, 「法人税の改革について」
- 島村玲雄 [2014] 「オランダにおける所得税と社会保険料の統合の意義について」『財政研究』第10巻, 日本財政学会, 165-180頁。
- 田近栄治・八塩裕之 [2016] 「中小企業課税の新展開—資本と労働間の所得移転にどう対応すべきか」『フィナンシャル・レビュー』第127号, 96-122頁。
- 田近栄治・八塩裕之 [2018] 「家計の税・保険料負担の実態—『国民生活基礎調査』

の個票による分析—」『租税研究』6月号, 161-177頁。

田近栄治・横田崇 [2018] 「日本の中小企業課税—増大する社会保険料負担に企業はどう対応するか—」『経済研究』222号, 成城大学, 75-89頁。

田近栄治・相川陽子 [2020] 「多様な働き方への税・社会保険制度の対応—負担の公平をどう実現するか—」『租税研究』1月号, 97-112頁。

Financial Times [2019a] TV star Lorraine Kelly wins tax case against HMRC, 3月21日。

Financial Times [2019b] HMRC targets GSK contractors in UK tax crackdown, 8月26日。

Financial Times [2019c] BBC presenters forced into 'disguised employment' lose tax case, 9月20日。

HM Revenue & Custom [2019] Off-payroll working rules from April 2020. Policy paper and consultation document.

HM Treasury [2019] Section 95 of the Finance Act of 2019: report on time limits and the charge on disguised remuneration loans.

Institute of Fiscal Studies [2017] "Tax, legal form and the gig economy," Chapter 7, *Green Budget*.

Lewis, Paul [2018] "Treasury ramps up the pressure on contractors' tax," *Financial Times*, 4月12日。

The Mirrlees Review [2011] "Small Business Taxation," Chapter 19 in *Tax by Design*, pp.451-469.

Sorensen, Peter Birch [2003] "Neutral Taxation of Shareholder Income: A Norwegian Tax Reform Proposal," *CEF IFO Working Paper* No. 1036.

Sorensen, Peter Birch [2007] "The Nordic Dual Income Tax: Principles, Practices, and Relevance for Canada," *Canadian Tax Journal*, vol. 55, No. 3, pp.557-602.